

道路法等の一部を改正する改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文 目次

○道路法(昭和二十七年法律第八十号) (抄)	1
○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号) (抄)	21
○道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号) (抄)	39
○道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号) (抄)	47
○高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号) (抄)	65
○高速自動車国道法施行令(昭和三十一年政令第二百五号) (抄)	67
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号) (抄)	72
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号) (抄)	77
○日本道路公団等民営化関係法施行法 抄(平成十六年法律第二百二号) (抄)	78
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令 抄(平成十七年政令第二百三十三号) (抄)	79
○特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令百二十四号) (抄)	91
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号) (抄)	92
○沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号) (抄)	93
○都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号) (抄)	94

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

- 第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。
- 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。
- 一 道路上のさく又は駒止こまどめ
 - 二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
 - 三 道路標識、道路元標又は里程標
 - 四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）
 - 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場
 - 六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの
 - 七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝
 - 八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの
- 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。
- 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

（管理の特例）

- 第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。
- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

- 3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

きる。

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされてゐるもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされてゐるものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

7 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事(以下「河川工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。

(維持修繕協定の締結)

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めおく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号において「維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において「維持修繕協定」という。)を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域(次号において「協定道路区域」という。)
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(附帯工事の施行)

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第十九条の規定に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づき政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわら

ず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占有者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行うおとする者又は他の道路占有者の意見を聞かなければならない。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電

気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占用者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(原状回復)

第四十条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占用物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第四十一条 道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の

規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

(違法放置物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件（以下この条において「違法放置物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であつて、当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を保管したときは、当該違法放置物件の占有者等に対し当該違法放置物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置物件を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第一項から第四項までに規定する違法放置物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等の負担とする。

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置物件の所有権は、当該違法放置物件を保管する道路管理者に帰属する。

(道路標識等の設置)

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。
3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるもの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(通行の禁止又は制限)

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあっては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）

第四十七条の四 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の六 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合において、当該道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができる。

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の七 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「協定」という。)を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物(以下「道路一体建物」という。)

二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(道路等との交差等)

第四十八条の十四 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分(以下「道路等」と交差させようとする場合においては、当該道路又は道路の部分の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。)

2 道路等の管理者は、道路等を前条第一項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車専用道路」という。)、同条第

二項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分（以下「自転車歩行者専用道路」という。）又は同条第三項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分（以下「歩行者専用道路」という。）（以下これらを「自転車専用道路等」と総称する。）と交差させようとする場合においては、当該自転車専用道路等の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

（利便施設協定の締結等）

第四十八条の十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の十九において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「利便施設協定」という。）を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

- 一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設（以下「協定利便施設」という。）
 - 二 協定利便施設の管理の方法
 - 三 利便施設協定の有効期間
 - 四 利便施設協定に違反した場合の措置
 - 五 利便施設協定の掲示方法
 - 六 その他協定利便施設の管理に関し必要な事項
- 2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（利便施設協定の縦覧等）

第四十八条の十八 道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の縦覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを縦覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(国道の管理に関する費用負担の特例等)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

4 第一項の場合において、国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

5 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に關する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に關する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合、指定区間内の国道の災害復旧を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に關する工事をを行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

- 2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(共用管理施設の管理に要する費用)

- 第五十四条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。
- 2 第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。
- 3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条の二第二項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。
- 4 第二項において準用する第十九条の二第二項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

- 2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。
- 3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第二十条第三項の規定による国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。
- 4 第二項において準用する第二十条第二項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第二項において準用する同条第三項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理

者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対

し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

第七十条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の他の工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者(以下「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、道路に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収

用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の三第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6 道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第二項第三号の規定による処分によるものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(不用物件の管理又は交換)

第九十二条 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件(以下「不用物件」という。)は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

ない。

- 2 第四条の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。
- 3 第一項の不用物件は、土地収用法第六六条の規定の適用については、同項に規定する期間内においては、不用物件としないものとみなす。
- 4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

(不用物件の使用)

第九十三条 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

(事務の区分)

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

- 一 この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次項において「都道府県等」という。）

）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項、第三十九条第一項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七條第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第十九条の二第二項第三項において準用する第七條第六項、第五十八條第一項、第五十九條第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第六十九条第二項及び第三項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第六十九条第二項及び第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第六十九条第二項及び第三項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）

二 第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務（政令で定めるものを除く。）

三 第十七条第四項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

四 第九十四条第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

2 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区間外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、第一号法定受託事務とする。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

目次

- 第一章 道路管理者等（第一条―第六条）
 - 第二章 道路の占用（第七条―第十九条の四）
 - 第二章の二 違法放置物件の保管の手続等（第十九条の五―第十九条の十一）
 - 第二章の三 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限（第十九条の十二―第十九条の十五）
 - 第二章の四 連結位置及び連結料（第十九条の十六―第十九条の十八）
 - 第三章 道路に関する費用の負担及び補助
 - 第一節 国道の新設又は改築に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）
 - 第二節 道路に関する費用の補助（第二十八条―第三十条）
 - 第三章の二 長時間放置された車両の保管の手続等（第三十条の二―第三十条の五）
 - 第四章 道の区域内の道路の特例（第三十一条―第三十四条の二の三）
 - 第五章 雑則（第三十四条の三―第三十九条）
- 附則

（管理の特例の場合の読替規定）
 第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項		読み替えられる字句	都道府県	
	第十三条第四項			第一項	
読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	指定市		読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	指定市以外の市	
	第十七条第一項			関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項）	
読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	指定市以外の市		読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市	
	第十七条第二項			関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市	

第十三条第四項、第五十三条第二項、第九十六条第三項	都道府県が	指定市が	項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項において同じ。）
第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項	都道府県の	指定市の	
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第二項、第七十六条、第九十六条第二項	都道府県である	指定市である	
第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	都道府県の議会に	指定市の議会に	
第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	指定市又は	
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市（指定市を除く。）町村	
第五十条第四項及び第五項、第五十条第二項	他の都道府県	都道府県	
第五十条第五項	関係都道府県	指定市及び関係都道府県	
		指定市以外の市及び関係都道府県	

<p>第五十三条第二項</p> <p>第九十四条第五項</p>	<p>当該都道府県</p> <p>都道府県である</p>	<p>当該指定市</p> <p>指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である</p>	<p>当該指定市以外の市</p> <p>指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である</p>
<p>読み替える規定</p> <p>第十九条第二項</p> <p>第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六條、第九十六条第二項</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>都道府県の</p> <p>都道府県である</p>	<p>読み替える字句</p> <p>町村の</p> <p>町村である</p>	<p>法第十七条第三項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>
<p>第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項</p>	<p>都道府県又は</p> <p>市町村</p>	<p>町村又は</p> <p>市町村（町村を除く。）</p>	
<p>第九十四条第五項</p>	<p>都道府県である</p>	<p>町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である</p>	
<p>第九十六条第三項</p>	<p>都道府県が</p>	<p>町村が</p>	

法第十七条第四項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は指定市以外の市町村
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理 修繕又は災害復旧 都道府県の 関係都道府県	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕 修繕 指定市以外の市町村の
第十八条第一項	第十六条又は 道路管理者」という。 決定して	第十六条若しくは 道路管理者」という。又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。） 決定し、道路管理者は
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第	道路管理者	道路管理者等

<p>四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條の六、第四十七條の七第一項、第四十八條の十七第一項、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項</p>		
<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>道路の 駐車料金</p>	<p>道路管理者にあつては道路の 指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金</p>
<p>第三十九条第二項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>当該占用料を徴収する道路管理者等</p>
<p>第四十七條の四第一項</p>	<p>道路管理者は、第四十六條第一項 場合においては</p>	<p>第四十六條第一項 道路管理者等は</p>
	<p>、道路管理者</p>	<p>、道路管理者等</p>

第六十四条第一項	連結料並びに 負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	連結料、 負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
第七十三条第一項	道路管理者	負担金等を徴収すべき道路管理者等
第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村
第七十五条第一項	当該指定区間外の国道の道路管理者	指定市以外の市町村
第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	、都道府県道に関し、次に掲げる場合においては、指定市以外の市町村
第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項	道路管理者	指定市以外の市町村
第七十六条	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定めた条例に限る。）を国土交通大臣

第九十六条第二項

又は市町村である道路管理者	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村
都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村
又は市町村に	若しくは市町村又は指定市以外の市町村に

(国土交通大臣の行う工事の告示)

第二条 国土交通大臣は、法第十二条本文の規定による国道(指定区間外の国道に限る。)の新設若しくは改築、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県若しくは指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事又は同条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。
- 三 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。
- 四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事をを行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 六 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 七 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により工事の調整のための条件を付すること。
- 八 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国と協議し、同意すること。
- 九 法第三十六条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

- 十 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。
- 十一 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十二 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十三 法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 十四 法第四十五条第一項又は第四十七条の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 十五 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十六 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。
- 十七 法第四十七条の三第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十八 法第四十七条の七第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 十九 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。
- 二十 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。
- 二十一 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
- 二十二 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。
- 二十三 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。
- 二十四 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
- 二十五 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。
- 二十六 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号

(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に該当する場合においては、法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

二十七 法第九十二条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

二十八 法第九十三条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

二十九 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十條第二項の規定により通行方法を定めること。

三十一 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十二 車両制限令第十二條の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号及び第二十八号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

四 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金(第九号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

五 法第三十二条第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

- 六 法第四十五条第一項又は第四十七条の四第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。
 - 七 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
 - 八 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。
 - 九 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。
 - 十 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。
 - 十一 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。
 - 十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
 - 十三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
 - 十四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。
 - 十五 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。
 - 十六 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。
 - 十七 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
 - 十八 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。
 - 十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。
 - 二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。
 - 二十一 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。
- 2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第三項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を公示すること。

二 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。

三 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第四十七条の七第二項又は第四十八条の十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の十（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 法第五十二条第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣又は指定市以外の市町村は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

二 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

四 法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結すること。

五 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

3 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第一項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。

4 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設）

第十六条の二 法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

二 花壇その他道路の緑化のための施設

三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

（工事の計画書の提出を要しない軽易な工事）

第十七条 法第三十六条第一項ただし書の政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガスパ管又は電線で、道路を占用する部分の延長が二十メートルを超えないものの設置又は改修に関する工事とする。

（占用料を徴収しない国の事業）

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一般会計をもつて経理する事業

二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当た

りの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 法第三十五条に規定する事業（前条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事をを行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものに供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

(都道府県負担額)

第二十一条 都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「負担基本額」という。）に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この条において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「都道府県負担額」という。）とする。

(国庫負担額)

第二十二条 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国庫負担額」という。）とする。

(負担基本額等の通知)

第二十三条 国土交通大臣は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、負担基本額及び都道府県負担額を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに負担基本額及び都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により通知した負担基本額、都道府県負担額又は都道府県分担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

4 前三項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県負担額」とあるのは、「国庫負担額」と読み替えるものとする。

(中間検査及び完了認定の申請)

第二十五条 国土交通大臣は、都道府県が行う国道の新設又は改築に関する工事について、中間検査を行うことができる。

2 都道府県は、国道の新設又は改築に関する工事を完了した場合には、遅滞なく、国土交通大臣に完了の認定の申請をしなければならない。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

- 第二十六条 第二十一条から第二十三条までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条及び第二十三条第四項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、第二十一条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同条及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三条中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十一条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市に」と、第二十一条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市以外の市」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。
- 2 第二十二條の規定は、法第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十二條中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。
- 3 前條の規定は、法第十七条第一項、第二項又は第四項の規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前條中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

第三十四条 国土交通大臣は、開發道路の新設及び改築並びに開發道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）並びに法第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金を徴収する権限を行う。

- 2 国土交通大臣は、開發道路の新設又は改築を行う場合においては、当該開發道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。
- 3 国土交通大臣は、開發道路の維持を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開發道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他の管理（第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害復旧を除く。）を行う。
- 4 国土交通大臣は、開發道路の修繕又は災害復旧を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開發道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。
- 5 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規定により国土交通大臣が開發道路に関する工事又は維持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合について準用する。
- 6 道路管理者は、開發道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、その実施計画について、国土交通大臣に協議しなければならない。

（歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築）

第三十五条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の附屬物である自転車駐車場の道路上における設置
- 二 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）

三 横断歩道橋の設置

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第三十五条の三 法第四十八条の十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）
- 二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識
- 三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）
- 四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- 五 花壇その他道路の緑化のための施設
- 六 道路に接して設けられた公衆便所

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第八号に掲げるものとする。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第四号及び第九号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第三十九条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。

二 法第五十条第四項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

三 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。

四 法第九十六条第二項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

五 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を定めること。

六 第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。

七 第二十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により負担基本

額、都道府県負担額（指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。）及び都道府県分担額を通知すること。

八 第三十二条第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。

九 第三十四条第六項の規定により実施計画について協議すること。

十 第三十四条の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。

十一 第三十四条の二の三第二項の規定により道路を指定し、及び同項第一号の規定により費用の額の上限を定めること。

十二 第三十七条第一項の規定により手数料の額を定めること。

3 前項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七十五条第一項から第三項まで（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指示し、又は措置すること。

二 法第七十七条第一項の規定により道路に関する調査を行わせ、又は地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととし、及び同条第二項の規定による報告を徴収すること。

三 法第七十八条の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

三 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

四 高速自動車国道法第十一条の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第十一条の七の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

五 高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

六 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けるべき道路標識を定めること。

七 高速自動車国道法第十八条の規定により必要な措置をすることを命ずること。

八 高速自動車国道法第二十四条の二において準用する道路法第九十五条の二第二項の規定により協議し、又は通知すること。

九 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

十 道路法第二十条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

十一 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

十二 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持を施行させること。

十三 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十五 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十六 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十七 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十八 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十九 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、及び同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

二十 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。

二十一 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十二 道路法第四十七条の二第二項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同法第五項の規定により許可証を交付すること。

二十三 道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十四 道路法第四十七条の七第一項の規定により協議し、及び締結すること。

二十五 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

二十八 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同法第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同法第五項の規定により車両を移動すること。

二十九 道路法第七十一条第一項又は第二項（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び道路法第七十一条第三項前段（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

三十 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

三十一 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同法第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第二項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の二第二項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同法第一号、第三号、第十四号又は第十五号に掲げるもの（同法第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認めら

れる道路の占用で政令で定めるものに係るものに限る。)であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路(高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。)の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十号までに掲げる権限(同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。)を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社(以下「会社」という。)」とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十六号又は第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 次条第一項第九号又は第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。

8 第一項の規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

- 一 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
- 二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物

の管理者が当該会社である場合を除く。

三 前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。

四 道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

五 道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

六 道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

七 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

九 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十一 前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二 道路法第四十七条の七第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十三 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十四 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差点及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築又は道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

2 前項第一号の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を会社が行う場合において、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。次項及び第四項において同じ。）は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社及び他の道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は、意見を提出しようとするときは、指

定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用については、会社と他の道路の道路管理者との協議が成立したものとみなす。

5 会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。

8 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

9 会社は、第一項第十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、若しくは同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、若しくは移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

10 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

11 第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。

- 三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。
- 四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。
- 五 道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
- 六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 七 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
- 九 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 十 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
- 十一 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
- 十二 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十三 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十四 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十五 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 十六 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 十七 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十八 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同法第五項の規定により許可証を交付すること。
- 十九 道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 二十 道路法第四十七条の七第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 二十一 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十二 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十三 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
二十四 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十五 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

二十六 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

二十七 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

二十八 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号又は第二十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならぬ。ただし、同項第九号又は第十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

（道路法及び高速自動車国道法の適用）

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定により道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつ

て行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 道路法第十条、第二十四条の二、第七十四条及び第八十五条の規定は、会社管理高速道路又は公社管理道路については、適用しない。

3 この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章（第一百七条を除く。）の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章（第三十三条を除く。）の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（手数料及び延滞金）

第十四条 法第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十七号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に關する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

2 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

3 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

4 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項	地方道路公社	

第十九条の二第一項	第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条		第十八条第一項	第二条第二項第六号	
道路管理者（	当該道路の道路管理者	決定して	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	第十八条第一項に規定する道路管理者	
道路管理者（当該他の道路が他	会社	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	会社	に規定する会社（以下単に「会社」という。）
道路管理者（当該他の道路が道	地方道路公社	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は	地方道路公社	地方道路公社	

	第十九条の二第二項		第十九条の二第五項	第二十条第一項
	そのいづれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいづれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者
<p>の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の工作物の管理者が当該会社であるときは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下この条において同じ。）</p>
<p>路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p>	<p>地方道路公社</p>

<p>第二十条第三項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p> <p>当該道路の道路管理者</p> <p>そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社</p>	<p>地方道路公社</p> <p>地方道路公社</p>
<p>第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項</p>	<p>第七条第六項</p> <p>主務大臣又は都道府県知事</p>	<p>第七条第六項前段</p> <p>主務大臣</p>	<p>第七条第六項前段</p> <p>主務大臣</p>
<p>第二十条第四項</p>	<p>当該道路の道路管理者又は</p> <p>「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は</p> <p>読み替える</p>	<p>地方道路公社又は</p> <p>読み替える</p>

第二十条第五項	議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える					
	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項	若しくは都道府県知事が裁定	道路管理者	道路管理者と	協議	道路管理者
	第二十条第六項	道路管理者と	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
第二十一条	議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える					
	第三項	が裁定	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議	道路管理者
	第二十一条	協議	協議	協議	協議	道路管理者
第二十一条、第二十二條第一項	議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える					
	第三項	が裁定	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議	道路管理者
	第二十一条、第二十二條第一項	協議	協議	協議	協議	道路管理者
第二十三条第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一項	議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える					
	第三項	が裁定	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議	道路管理者
	第二十三條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一項	協議	協議	協議	協議	道路管理者
道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
会社	が裁定	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議	道路管理者	道路管理者
地方道路公社	が裁定	地方道路公社	地方道路公社と	地方道路公社が協議	道路管理者	道路管理者

<p>条第二項、第九十二条第四項</p>		<p>道路管理者以外</p>	
<p>第二十四条</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>道路管理者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外</p>	<p>道路管理者及び地方道路公社以外</p>
<p>第三十一条第二項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>会社</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>当該道路の道路管理者、</p>	<p>会社、</p>	<p>地方道路公社、</p>
<p>第三十二条第一項</p>	<p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>	<p>読み替える</p>	<p>読み替える</p>
<p>第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十</p>	<p>道路管理者</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>道路管理者</p>	<p>機構</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社</p>

<p>四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の六、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五、第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項</p>			
<p>第四十一条</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者、機構及び会社</p>	<p>道路管理者及び地方道路公社</p>
<p>第四十四条の二第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二</p>	<p>道路管理者</p>	<p>機構又は会社</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条の十一第二項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十二号若しくは第十七条第一項第十七号</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十二号若しくは第十七条第一項第十七号</p>
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十二号若しくは第十七条第一項第十七号</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十二号若しくは第十七条第一項第十七号</p>

	同項	道路管理者が	同項
第四十七條の二第三項	道路管理者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八條第一項第二十二号若しくは第十七條第一項第十七号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者が	前項
第四十七條の七第二項	協定を	機構が協定を	地方道路公社が協定を
第四十八條の五第一項	の 当該自動車専用道路の道路管理者	機構の 機構は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号	地方道路公社の 地方道路公社は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号
第四十八條の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八條の七から第四十八條の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号	連結許可	連結許可
同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八條の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可	同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八條の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可	同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八條の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可	

第六十七条の二第一項	第七十一条第四項	第九十一条第一項	第九十三条 第九十五条の二第二項
道路管理者	基づく処分	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	道路管理者の 当該道路管理者 第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項
機構若しくは会社	基づく処分 道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの	会社	機構の 当該会社 第四十五条第一項
地方道路公社	基づく処分 道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの	地方道路公社	地方道路公社の 当該地方道路公社 第四十五条第一項

法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>設け、 制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする</p>	<p>設け、又は 制限しようとする</p>	<p>設け、又は 制限しようとする</p>
<p>読み替える規定 第二条第二項第二号</p>	<p>読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者</p>	<p>読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）</p>	<p>第二条第二項第六号及び第七号 第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三</p> <p>道路管理者</p> <p>有料道路管理者</p>

<p>第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条</p>	<p>、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百条第四号及び第五号、第一百零一条第一号、第三号及び第四号、第一百三、第一百零四条</p>
<p>当該道路の道路管理者</p>	
<p>有料道路管理者</p>	

第二十条第三項、第三十一条第二項	国土交通大臣以外の道路管理者	有料道路管理者
第二十条第四項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者	有料道路管理者
第二十条第五項	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項	第三項
第二十条第六項	道路管理者と	有料道路管理者と
第二十四条の二第一項	道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例
第三十一条第三項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	当該有料道路管理者
第三十九条第二項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、	条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	条例

第七十三条第二項								
第三十九条第二項	但し、条例で定める場合においては							この場合において
第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者							有料道路管理者
第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）							有料道路管理者
第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	第四十九条又は第五十条の規定により国又は							第四十九条の規定により有料道路管理者である
第五十五条第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者							有料道路管理者
第五十五条第二項	第二十条第二項及び第三項							第二十条第三項
第五十五条第三項	道路管理者である							有料道路管理者である
第六十四条第一項	第二十五条の規定に基づく料金							第三十九条の規定に基づく占用料
第七十一条第四項	道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市							有料道路管理者
	基づく処分							基づく処分
								基づく処分
								第八号、第二十一号、第二十三号若しくは第十

		<p>二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p>
<p>第七十五条第二項第二号、第九十一条第二項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>有料道路管理者の</p>
<p>第八十五条第二項</p>	<p>都道府県道又は市町村道に</p>	<p>道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に</p>
	<p>都道府県道又は市町村道の道路管理者</p>	<p>道路の有料道路管理者</p>
<p>第八十五条第三項</p>	<p>道路の附属物の新設又は改築に</p>	<p>道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の附属物の新設又は改築に</p>
	<p>道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第九十一条第一項</p>	<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）</p>	<p>有料道路管理者</p>

第九十三条	当該道路管理者	当該有料道路管理者
第九十六条第二項	都道府県又は市町村である道路管理者 道路管理者がした	有料道路管理者 有料道路管理者がした

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の七第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社(以下単に「会社」という。)
第二条第二項第六号	第十八条第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	会社
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十一条、第二十二条第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

<p>第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>会社</p>
<p>第二十四条</p>	<p>道路管理者以外</p>	<p>国土交通大臣以外</p>	<p>国土交通大臣、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外</p>
<p>第三十二条第一項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>国土交通大臣の</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の</p>
<p>第三十二条第二項、第三項及び第四項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の六、第四十八条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第九十六条第五項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>
<p>第三十八条第二項、第七十条第一</p>	<p>道路管理者が</p>	<p>国土交通大臣が</p>	<p>会社が</p>

第六十七条の二第二項	第四十七条の二第三項				第四十七条の二第二項	第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項	第四十四条の二第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで	第四十一条	第三十八条第二項、第九十三条	項
		道路管理者	一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者						当該一の道路の道路管理者
国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	
機構若しくは会社	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十二号若しくは第十七条第一項第十七号の規定により道路管理者に代わってこれらの権限を行う者	他の道路の道路管理者又は機構	機構又は当該一の道路の道路管理者	機構又は一の道路の道路管理者が行う	機構及び会社	機構又は会社	国土交通大臣、機構及び会社	当該会社		

第九十三条			第九十一条第一項	第八十七条第一項	第七十条第三項及び第四項	第七十条第一項	第六十九条、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項
	当該道路の道路管理者	道路管理者の 道路管理者又は 道路管理者は	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	国土交通大臣及び道路管理者	道路管理者	道路管理者又は 道路管理者は	道路管理者
国土交通大臣	国土交通大臣の		国土交通大臣	国土交通大臣	国	国又は 国は	国
会社	機構の		会社	国土交通大臣及び機構	会社	会社又は 会社は	機構

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（共用高速自動車国道管理施設の管理）

第七条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の高速自動車国道の管理のための施設又は工作物で、当該高速自動車国道と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（以下「共用高速自動車国道管理施設」という。）の管理については、国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）は、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（兼用工作物の管理）

第八条 高速自動車国道と他の工作物（道路法第二十条第一項に規定する他の工作物をいい、以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、国土交通大臣及び当該他の工作物の管理者は、当該高速自動車国道及び他の工作物の管理については、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその維持、修繕、災害復旧その他の管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、当該高速自動車国道については、修繕に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 前項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、国土交通大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

4 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、国土交通大臣は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつ

ては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第一百七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的詠替は、政令で定める。

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣
第二十一条 第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の四、第四十七條の六、第四十七條の七第一項、第四十七條の十第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條	道路管理者 前条及び第三十一条	国土交通大臣 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八條及び第十二條

<p>の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百零三条、第一百零四条</p>	<p>第二十四条</p>	<p>第二十四条の二第二項</p>	<p>第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項</p>
<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十一条まで</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、 国</p>	<p>。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）</p>	<p>道路管理者</p>
<p>第二十一条若しくは第二十二条又は高速自動車国道法第八条</p>	<p>国</p>	<p>国</p>	<p>国土交通大臣が</p>

	第三十八条第二項、第九十三条	当該道路管理者	国土交通大臣
	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき
	第四十七条の二第三項	一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う
		当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者
		他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣
		一の道路の道路管理者	国土交通大臣
		道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）	国
	第四十七条の六、第九十一条第一項	第十八条第一項	高速自動車国道法第七条第一項
	第四十七条の七第二項、第四十八条の十八第三項	道路管理者は	国土交通大臣は
		道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の
	第六十条	この法律	この法律及び高速自動車国道法
	第六十四条第一項	割増金、第二十五条の規定に基づく料金	割増金
道路管理者の			国の

	第六十四条第二項	道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国
	第七十条第一項	道路管理者は	国は
	第七十一条第五項	道路管理者又は 、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六	国又は 又は第四十八条第四項
	第八十七条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣
	第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	国土交通大臣
	第九十三条	道路管理者の 当該道路の道路管理者	国土交通大臣の 国土交通大臣
	第九十六条第五項	第三十二条第一項若しくは 又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定	第三十二条第一項又は の規定

第百三条

、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六若しくは第四十八条第四項

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に關する費用負担の特例）

第三条 道路法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に關する工事（都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に前条の規定その他の同法以外の法律の規定（以下この条において「他法律の規定」という。）により国が当該工事に要する費用について補助することができる工事に限る。）に要する費用は、道路法第五十一条の規定にかかわらず、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に他法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができるとする金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付け）

第四条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第五条第二項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事にこれに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に關する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

（高速道路路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

第五条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路路利便増進事業のために必要となる高速道路路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務

二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十六条第二項に規定する道路債券等（以下「機構債券等」という。）に係る債務（承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）

2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。

一 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項

二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項

三 前項の規定により一般会計に承継された機構債務に関する事項及び東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成二十三年法律第四十二号）第五条第一項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額（第四項において単に「特別国庫納付金額」という。）に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令で定める事項

3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができ、

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者への負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

三 当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものであると認められること。

四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他确实かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 機構は、第二項の計画を作成するために必要があると認めるときは、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券等のうち社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるものを取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）及び当該振替機関の低位機関（社債等振替法第二条第九項に規定する低位機関をいう。以下同じ。）に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

8 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

9 国土交通大臣は、承継日を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金額の設定（機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等）

第五条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二条（第四項及び第五項を除く。）

二 日本道路公団等民営化関係法施行法第十六条第二項に規定する道路債券等 同条第一項

2 機構は、前条第四項の同意（同条第八項の変更の同意を含む。）を得たときは、直ちに、当該同意計画に定められた同条第二項第三号に規定する機構債券に係る機構債券等のうち社債等振替法の規定の適用があるもの（以下この条において「振替機構債券等」という。）を取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関（以下この条において「同意振替機関」という。）に対し、振替機構債券等の種類及び当該種類ごとの金額その他振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項（次項において「振替機構債券等の種類等」という。）を通知するとともに、社債等振替法第二条第五項に規定する振替機関等（以下この条において単に「振替機関等」という。）が振替機構債券等の振替を行うための口座を開設した者（以下この条において「特定加入者」という。）の氏名又は名称その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債券の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項（以下この条において「特定加入者の氏名等」という。）について報告を求めなければならない。

3 前項の通知を受けた同意振替機関は、直ちに、その直近下位機関（社債等振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、振替機構債券等の種類等を通知するとともに、特定加入者の氏名等について報告を求めなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関（社債等振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

5 第二項又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められた同意振替機関、直近下位機関及び口座管理機関は、速やかに、当該報告をしなければならない。その報告をした特定加入者の氏名等に変更があつたときも、同様とする。

- 6 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、特定加入者に対し、承継日の二十日前までに機構に対し振替機関等により当該特定加入者のために開設された振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座（当該口座の必要がないときは、その旨）を通知すべき旨を通知しなければならない。
- 7 振替機構債券等については、承継日の一月前の日から承継日までの間、社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第七十条第一項又は第七十一条第一項の振替又は抹消の申請（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由による振替又は抹消の申請を除く。）その他社債等振替法又は社債等振替法に基づく政令の規定による申請であつて政令で定めるものをする事ができない。
- 8 機構は、承継日の二十日前までに、次に掲げる事項を財務大臣及び国土交通大臣に通知するものとする。
 - 一 振替機構債券等の名称
 - 二 特定加入者の氏名又は名称
 - 三 特定加入者ごとの振替機構債券等（当該特定加入者が質権者である場合におけるその質権の目的である振替機構債券等を除く。）の金額
 - 四 特定加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替機構債券等の金額
 - 五 特定加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第三号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額
 - 六 特定加入者から通知を受けた第六項の口座（当該通知がないときは、特定加入者から同項の口座の必要がない旨の通知を受けた場合を除き、機構が次項に規定する振替機関又は当該振替機関の下位機関から特定加入者のために開設を受けた振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座）
 - 七 その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要な事項
- 9 財務大臣は、前項の通知を受けたときは、承継日の二週間前までに、国が社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 前項第二号から第六号までに掲げる事項
 - 二 振替機構債券等の承継日以後における名称及び記号
 - 三 その他振替機構債券等の承継日以後における振替のために必要な事項
- 10 前項の通知を受けた振替機関は、承継日までに、当該通知に係る振替機構債券等について、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる措置
 - イ 当該口座の第八項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録
 - ロ 当該口座の第八項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録
 - ハ 当該口座の第八項第五号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録
 - ニ 当該口座の特定加入者に対する第八項第六号に掲げる口座に関する事項及びイからハまでの記載又は記録に関する事項の通知
- 二 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものでない場合には、次に掲げる措置

- イ その直近下位機関であつて特定加入者の上位機関（社債等振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座（当該口座管理機関又はその下位機関の特定加入者が振替機構債券等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座に限る。）における特定加入者に係る第八項第三号の金額及び同項第四号の金額の合計額の増額の記載又は記録
- ロ イの直近下位機関に対する前項第一号及び第二号に掲げる事項の通知
- 11 前項の規定は、同項第二号ロ（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 12 承継日以後における社債等振替法の国債に関する規定の適用については、振替機構債券等は社債等振替法第九十一条第三項第二号ニに掲げる振替国債と、第十項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録は当該振替国債についての社債等振替法第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録とみなす。
- 13 振替機関等は、承継日に、当該振替機関等が備える振替口座簿（社債等振替法第十二条第三項又は第四十五条第二項に規定する振替口座簿をいう。）中の振替機構債券等についての記載又は記録がされている口座において、当該振替機構債券等についての記載又は記録（第十項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録を除く。）の全部を抹消するものとする。
- 14 前各項に定めるもののほか、前条第一項の規定による債務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）

（地方道路整備臨時貸付金の償還方法）

第四条 法第三条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

（振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請）

第五条 法第五条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十一条第二項において準用する同法附則第十四条第一項の規定による記載又は記録の申請

二 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十三条において準用する同令第八条第一項又は第九条第一項の規定による記載又は記録の申請

三 社債、株式等の振替に関する法律施行令第二十三条において準用する同令第十一条第一項の規定による記載又は記録の抹消の申請

○日本道路公団等民営化関係法施行法 抄（平成十六年法律第百二号）（抄）

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）

第二十六条 管理有料高速道路については、旧特別措置法第五条、第六条（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）並びに第十一条第二項及び第三項（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第五条第一項中「日本道路公団」とあるのは「日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）」と、同条第二項及び第四項並びに旧特別措置法第六条第一項中「日本道路公団」とあるのは「管理有料高速道路承継会社」と、旧特別措置法第五条第二項第三号中「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積」とあるのは「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積り（日本道路公団等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、収支予算の明細）」と、同項第四号中「料金」とあるのは「料金（日本道路公団等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、料金の額及びその徴収期間）」と、旧特別措置法第十一条第三項中「前二項に」とあるのは「前項に」と、「前二項の料金の額」とあるのは「料金の額及びその徴収期間」とする。

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条、第五十一条第四項、第五項及び第八項、第五十四条第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第二項並びに第五十五条から第五十九条までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九条第九項及び第十項、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一条第四項中「機構」とあるのは「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 管理有料高速道路承継会社は、その成立の日から二月以内に、収支予算の明細その他国土交通省令で定める書類を添付して、管理有料高速道路に係る料金の徴収期間について、国土交通大臣にその認可の申請をしなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、この法律の施行前に管理有料高速道路について旧特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法（これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為と、当該規定がないもので道路法（昭和二十七年法律第百八十号。これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令 抄（平成十七年政令第二百三号）（抄）

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条	会社 高速自動車国道法第六条の規定、道路法 第二十二條第二項の規定により公告する工 事完了の日の翌日から第二十五條第一項	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 十六年法律第百二號。以下「施行法」とい う。）第二十條第一項に規定する管理有料 高速道路承継会社（以下単に「管理有料高 速道路承継会社」という。） 道路法 第二十五條第一項
第五条から第七條まで、第九條第一項（第 一號から第三號までに係る部分を除く。） 及び第九項から第十一項まで、第四十二條 第四項、第四十四條第一項及び第二項、第 四十五條第三項及び第六項、第五十一條第 四項	会社	管理有料高速道路承継会社
第五条第一項	、 機構	、 道路管理者
第五条第一項第一號	第八條第一項第二十一號の規定により高速道	道路管理者（道路法第七十一條第四項の規

	<p>路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構</p>	<p>定により道路管理者</p>
<p>第五条第一項第三号</p>	<p>第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構</p>	<p>道路管理者</p>
<p>第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）</p>	<p>第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条</p>	<p>第四条</p>
<p>第九条第一項第五号</p>	<p>新設、改築、維持</p>	<p>維持</p>
<p>第九条第一項第八号</p>	<p>第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三十八条第一項</p>
<p>第九条第一項第九号及び第九項</p>	<p>第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四十四条の二第一項</p> <p>同条第四項</p> <p>同条第五項</p>
<p>第九条第一項第九号</p>	<p>同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同条第二項</p>
	<p>同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条</p>	<p>同条第三項</p>

							第二項において準用する場合を含む。）
第九条第一項第十号	前条第一項第二十号の規定により機構	道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条	道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者				
第九条第十一項	第二十二條第一項の規定により公告する工 開始の日から第二十五條第一項	第二十五條第一項	これら				
第二十四條第一項	高速自動車国道又は自動車専用道路	自動車専用道路					
第二十四條第三項及び第四項	会社等又は有料道路管理者	管理有料高速道路承継会社					
第二十四條第三項	この法律の規定により料金を徴収することができる道路	施行法第十三條第四項第二号に規定する管理有料高速道路（以下単に「管理有料高速道路」という。）					
第二十四條第四項	、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示する 会社等	公告する					
第二十五條第一項、第二十六條、第三十七條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第四十七條、第四十八條第二項	会社等	管理有料高速道路承継会社					
第三十條第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十條第一項、第四十六條第一項	会社管理高速道路	管理有料高速道路					

<p>第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項</p>	<p>機構及び会社</p>	<p>管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第三十条第一項第三号及び第八号</p>	<p>第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三十七条第一項</p>
<p>第三十条第一項第四号</p>	<p>第四十四条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四十四条第一項</p>
<p>第三十条第一項第五号</p>	<p>第四十七条の九第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四十七条の九第一項</p>
<p>第三十条第一項第六号</p>	<p>第四十八条の二第一項又は第二項</p>	<p>第二項</p>
<p>第三十条第一項第八号</p>	<p>第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</p>	<p>第二項</p>
<p>第三十二条第一項</p>	<p>会社又は機構は、会社管理高速道路、会社にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路</p>	<p>管理有料高速道路承継会社は、管理有料高速道路 当該管理有料高速道路</p>
<p>第三十五条</p>	<p>第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号 機構等又は会社が</p>	<p>第九条第一項第九号 管理有料高速道路承継会社が</p>

								「機構等又は会社
	第三十七条第一項、第五十四条第二項、第五十五条	会社管理高速道路又は公社管理道路	この法律及び機構法又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	道路の管理	道路法の管理	管理有料高速道路の管理	この法律	「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社
	第三十七條第一項	この法律及び機構法又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	道路の管理	道路法の管理	管理有料高速道路の管理	管理有料高速道路の管理	この法律	「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社
	第三十八條第一項、第三十九條第一項	道路の管理	道路法の管理	道路法の第十九條の二第一項又は高速自動車国道法の第七條の二第一項に規定する共用高速自動車国道管理施設	共用管理施設	共用管理施設	共用管理施設	
	第三十九條第一項	第三十七條	第三十七條	道路法の第十九條の二第一項又は高速自動車国道法の第七條の二第一項	道路法の第十九條の二第一項	道路法の第十九條の二第一項	道路法の第十九條の二第一項	
	第三十九條第一項、第三項及び第四項、第四十八條第一項、第五十一條第八項	会社等又は機構	会社等又は機構	第三十七條	第三十七條	管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	
	第三十九條第一項	それぞれ当該会社等（会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。）又は機構	それぞれ当該会社等（会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。）又は機構	第三十九條第一項	第三十九條第一項	当該管理有料高速道路承継会社（管理有料高速道路に係る他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、道路管理者。以下この条において同じ。）	当該管理有料高速道路承継会社（管理有料高速道路に係る他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、道路管理者。以下この条において同じ。）	
第三十九條第二項		会社等若しくは機構	会社等若しくは機構			管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	

	<p>第四十条第一項</p> <p>当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた</p> <p>「会社</p> <p>第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律</p> <p>第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項</p> <p>行う会社</p> <p>第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項</p>		
<p>第四十二条第一項</p>	<p>並びに</p>	<p>当該日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社以外の</p> <p>「日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p> <p>この法律</p> <p>第六十一条第二項</p> <p>行う日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p> <p>第三条第一項</p>	<p>及び</p>

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	当該会社	当該管理有料高速道路承継会社
第五十四条第一項前段	道路の新設、改築、 高速自動車国道法(第二十条を除く。)並びにこれらの法律	管理有料高速道路の 同法
第五十五条	道路整備特別措置法第二条第六項に規定する会社等(次項において「会社等」という。)若しくはこれらの 又は会社等	日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社若しくはその 又は日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号。以下「施行法」という。)第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社(以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。)
第二条第二項第六号 第十九条の二第一項、第二十条第三項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、	第十八条第一項に規定する道路管理者 当該道路の道路管理者	管理有料高速道路承継会社 管理有料高速道路承継会社

第九十三条	第十九条の二第一項	道路管理者（
第十九条の二第二項	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	道路管理者（当該他の道路が他の管理有料高速道路承継会社及管理する管理有料高速道路であるときは、当該他の管理有料高速道路承継会社。
第十九条の二第三項	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は
第十九条の二第五項	共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者及び当該他の道路管理者は
第二十条第一項	当該道路の道路管理者	管理有料高速道路承継会社（他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、当該道路の道路管理者。以下この条において同じ。）
第二十条第三項	国土交通大臣以外の道路管理者	管理有料高速道路承継会社
そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主	大臣	国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣

	<p>務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）</p>	<p>第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項</p>	<p>第七条第六項</p>	<p>第二十条第四項</p>	<p>主務大臣又は都道府県知事</p> <p>当該道路の道路管理者又は</p> <p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>		<p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>	<p>第二十条第五項</p>	<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項</p> <p>若しくは都道府県知事が裁定</p>	<p>第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条</p>	<p>道路管理者</p>
		<p>第七条第六項前段</p>	<p>主務大臣</p> <p>管理有料高速道路承継会社又は</p> <p>読み替える</p>		<p>第三項</p> <p>が裁定</p>	<p>管理有料高速道路承継会社</p>					

<p>第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項</p>		
<p>第二十条第六項</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>管理有料高速道路承継会社と</p>
<p>第二十一条</p>	<p>協議</p>	<p>管理有料高速道路承継会社が協議</p>
<p>第二十四条</p>	<p>道路管理者以外</p>	<p>道路管理者及び管理有料高速道路承継会社以外</p>
<p>第三十一条第二項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>当該道路の道路管理者、</p>	<p>管理有料高速道路承継会社、</p>
	<p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>	<p>読み替える</p>
<p>第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条の十一第二項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者及び管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は管理有料高速道路承継会社</p>

3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十七条の二第二項	道路管理者	道路管理者若しくは管理有料高速道路承継会社
第九十三条	当該道路管理者	当該管理有料高速道路承継会社
読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の六第一項第一号	道路管理者	管理有料高速道路承継会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。以下同じ。）
第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	道路管理者	管理有料高速道路承継会社
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	管理有料高速道路承継会社

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令百二十四号）（抄）

（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）

第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に基づく大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第四十三号）第九条の規定による廃止前の臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十一年勅令第百十号）第五条の規定に基づき旧臨時軍事費特別会計（同令第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度が終結された臨時軍事費特別会計をいう。）から一般会計に承継された借入金

二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）

三 法附則第二百三十条第四項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計から一般会計に承継された借入金

四 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計から一般会計に承継された借入金

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（国土交通大臣の権限）

第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第二項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）

（県道又は市町村道に係る直轄工事）

第三十三条 国土交通大臣は、法第百六条第一項の規定により県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該県道又は市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第百六条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後において行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行うときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第二項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。

6 法第百六条第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国がその十分の九・五を、道路管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第十八条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。